

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第44号

〔注意喚起〕 ○○日無料掲載 キャンペーンとうたう求人広告について

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をお届けします。

レーヴ法律事務所弁護士。
大阪電気通信大学工学部電子工学科卒業、半導体製造会社にエンジニアとして勤務した後、金沢大学大学院法学研究科法務専攻修了。2012年弁護士登録。
2021年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に扱うレーヴ法律事務所に参画。



弁護士
今西 淳浩

Topic

○○日無料掲載キャンペーンとうたい求人広告の掲載を勧誘する業者と園とのトラブルについては、これまでもメルマガ第1号、第13号、第33号で繰り返し取り上げているところですが、最近、当事務所に同様の相談が複数寄せられていることから、あらためて本号において、この問題を取り上げます。

1 問題業者の手口

問題業者の手口は、○○日間の無料掲載期間内（あるいは無料掲載期間が終了する数日前）にFAX・メール等での解約申入れが到達しない限り、自動的に1年間単位（または月単位）の有料掲載期間に移行し、○○万円の広告料の支払義務が発生するという規約を記載した申込書で求人広告の掲載申込をさせて、園が解約申入れを失念することを狙い、解約申入れ期限を経過するや否や、直ちに広告効果に見合わない高額の広告料の請求書を送付して広告料の支払いを請求するというものです。

2 直近相談があった業者の手口は、以下のとおりです。

- まず、「無料期間終了前に掲載を続けるかどうかの確認連絡を必ず入れる。」と甘い言葉で勧誘し、求人広告の掲載申込みをさせる。
- 次に、業者は、無料期間終了前に、「掲載期間満了に伴い掲載終了をご希望される場合は、解約手続きをお願いします」と記載したFAXを申込者に送信する。 **もっとも、そのFAXは、図1のとおり、4枚のほとんどが広告で占められ、4枚目の最後（黄色の箇所）に小さい字で「掲載期間満了に伴い掲載終了をご希望される場合は、解約手続きをお願いします」と記載され、一見しただけでは「確認の連絡」と気が付かないものでした。後日連絡がなかったという園の苦情を受け付けないために体裁を整えたと言わざるを得ません。**



- そして、業者は、解約申入れを失念した園に対し、広告料を請求する。

Topic (後半)

3 あらためて

現在の労働市場では、企業の多くが求人サイトに求人を掲載する方法で人材を募集し、求職者の多くも求人サイトを見て企業に応募しています。保育士不足に悩む園が求人サイトに求人広告を掲載し人材を確保しようとするのは当たり前になっています。問題業者は、園の窮状に付け込み、「無料掲載」「解約すれば費用がかからない」「お試しで」などと甘い言葉で勧誘し、解約申入れを失念した園から金銭を得ることを狙っているのです。

4 問題業者に騙されないために

申込をする前に少なくとも以下の確認をしましょう。

I 求人サイトのチェック

通常、求職者は、「求人 保育士」などというキーワードで検索する人が多いと思います。実際にそのように検索してみて、当該業者の求人サイトが表示されるのか、確認してみましょう。検索結果を複数ページ見ても当該業者の求人サイトが表示されない場合、求職者が当該業者の求人サイトを閲覧する可能性はほとんど無いでしょうから、そのような求人サイトに求人広告を掲載する意味はありません。

II 利用者の評価のチェック

インターネット上で、当該業者、当該求人サイトをキーワードで検索し、例えば「高額な請求をされた。」といったトラブルに遭ったという意見等が表示されないか、を確認してみましょう。

III 規約のチェック

解約申し入れ期限がいつまでなのか、解約申し入はどのように行うのか、解約申し入れ期限を経過したときはいくら支払うことになるのか、など申込書に小さい字で記載されている規約はしっかり確認しましょう。

IV 解約申し入れ期限を失念しないように

もし、申し込みをしている場合は、放置することなく、解約申し入れ期限までに解約を申し入れるか否かを検討するようにしてください。業者の「確認連絡を必ず入れる」という約束を、安易に信用せず、いつまでに解除の申し入れをするのかといったスケジュール管理を業者任せにせず、園自ら行うようにしてください。

5 最後に

当事務所では、メルマガ1号、13号、33号において、トラブルに巻き込まれ無駄な支出をしないためにも、「無料期間あり!」と宣伝する業者の求人広告掲載の勧誘はお断りしてください、というお話をしています。

「無料だからとりあえず」ではなく、申込をするにあたっては、疑いの目をもって当該業者の求人サイトに求人を掲載すべきか否かをしっかり検討し、問題業者に騙されないようにしてください。

